

第9期 越谷市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

安心・支え合い・いきいき高齢者プラン

概 要 版

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

介護を必要とする高齢者等を社会全体で支える介護保険制度が、平成12年(2000年)に開始されてから24年が経過しましたが、本制度は幾度かの大きな改正を経て、今日に至っております。

今後、我が国の人口は、少子高齢化の進展に伴い、令和7年(2025年)には、「団塊の世代」と言われる世代の方々が75歳以上の後期高齢者となり、さらに、令和22年(2040年)には、「団塊ジュニア世代」と言われる世代の方々が高齢者となることから、高齢者人口はますます増加していくことが想定されます。

こうした中、令和2年(2020年)に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、爆発的な感染拡大を引き起こし、行政も介護サービス事業者も、これまで想定していなかった事態に直面しました。この感染症の拡大を経験したことは、改めて「高齢者の社会・他者とのつながり」「介護予防の充実」など、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができる「地域共生社会の実現」や「地域包括ケアシステムの推進」などの重要性を再認識させられるとともに、高齢者を取り巻く社会環境が、刻々と変化する中においても、介護保険制度を持続可能な制度として運営していくことが大変重要なものとなっております。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、令和3年(2021年)3月に第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第8期計画」という。)を策定し、高齢者の「自立支援」、市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」の基本理念の下、長寿福祉社会像、計画の基本目標の実現に向けて、96の事業を展開してきました。

このたび、第8期計画が令和5年度(2023年度)で終了(計画期間3年間)することに伴い、これまでの施策の実施状況や新たな課題、国が示す「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和6年厚生労働省告示第18号、以下「基本指針」という。)」等を踏まえて、新たに第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第9期計画」という。)を策定します。

◇「地域包括ケアシステム」とは

地域包括ケアシステムは、住み慣れた地域や住まいにおいて、必要に応じて介護の予防や日常生活の支援が行われ、また、適切な医療や介護サービスが途切れることなく連携して提供されるような仕組みのことです。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の法的性格

第9期計画のうち、「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「老人福祉計画」であり、高齢者の保健・福祉水準の向上を図ることを目的として、本市の高齢者福祉施策全般の方向性を示すために策定するものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条第1項の規定に基づくものであり、地域の要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護にかかる保険給付を円滑に実施するために策定するものです。

そして、老人福祉法及び介護保険法は、この「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものと規定しています。第9期計画は、このことを踏まえ、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置づけ(本市の他の計画との関係など)

第9期計画は、基本指針を踏まえて策定しました。

また、本市の市政運営の根幹を成す「第5次越谷市総合振興計画」及び地域福祉の推進の基本となる「第3次越谷市地域福祉計画」と計画期間の大部分が重複することから、これらの計画との整合を図るほか、埼玉県により同時並行で策定される「埼玉県高齢者支援計画(第9期)」や「第8次埼玉県地域保健医療計画」内の「地域医療構想」との整合も図っています。

そのほか、「越谷市障がい者計画」「越谷市子ども・子育て支援事業計画」「越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画『いきいき越谷21』」「越谷市国民健康保険データヘルス計画」など、本市の福祉・保健分野の関連計画との整合、さらには、「越谷市地域福祉計画」と対となる、越谷市社会福祉協議会が地域住民の立場から地域福祉を推進する計画として策定する「越谷市地域福祉活動計画」とも連携のとれた計画として策定します。

3 計画の期間

第9期計画の期間は、介護保険法の規定により、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3年間とします。

なお、第9期計画では、中長期的な展望として令和22年(2040年)の状況も視野にサービス見込み量を勘案して策定します。

4 計画の基本理念、長寿福祉社会像、計画の基本目標

【基本理念】

- 高齢者の「自立支援」
- 市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」

【長寿福祉社会像】

高齢者が みんなとすこやかに いきいきと住み続けられる 共生社会

【基本目標】

ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるまちを目指す

【主要施策】(6施策)

- 1 高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸
- 2 地域で安心して暮らせる支援体制の充実
- 3 介護サービスや住まいなどの基盤整備
- 4 介護人材の確保と介護現場の生産性向上
- 5 医療と介護の連携
- 6 認知症と共に生きる施策の推進

【施策の柱】(25本)

【各種事業】(104事業)

◇「地域共生社会」とは

核家族化の進行等により、地域の中で孤立しがちで見守りが必要なのは、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯ばかりでなく、認知症の方や障がいのある方と暮らす世帯、子育て中の世帯等も含まれます。これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に主体的に取り組む仕組みをつくり、困難を抱えた場合には解決に向けて「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくものです。この「我が事・丸ごと」をキーワードに、地域における多様な世帯が相互に支え合う社会を、「地域共生社会」と呼んでいます。

5 「日常生活圏域」の設定

(1) 日常生活圏域の考え方

平成17年(2005年)の介護保険法改正により、市町村は住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「日常生活圏域」を定めることとされました。

本市では、第3期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において市内13の「コミュニティ区域」を日常生活圏域と設定して以降、この考え方を踏襲してきました。第9期計画においても、引き続き13の圏域を設定します。

本市の日常生活圏域(コミュニティ区域)

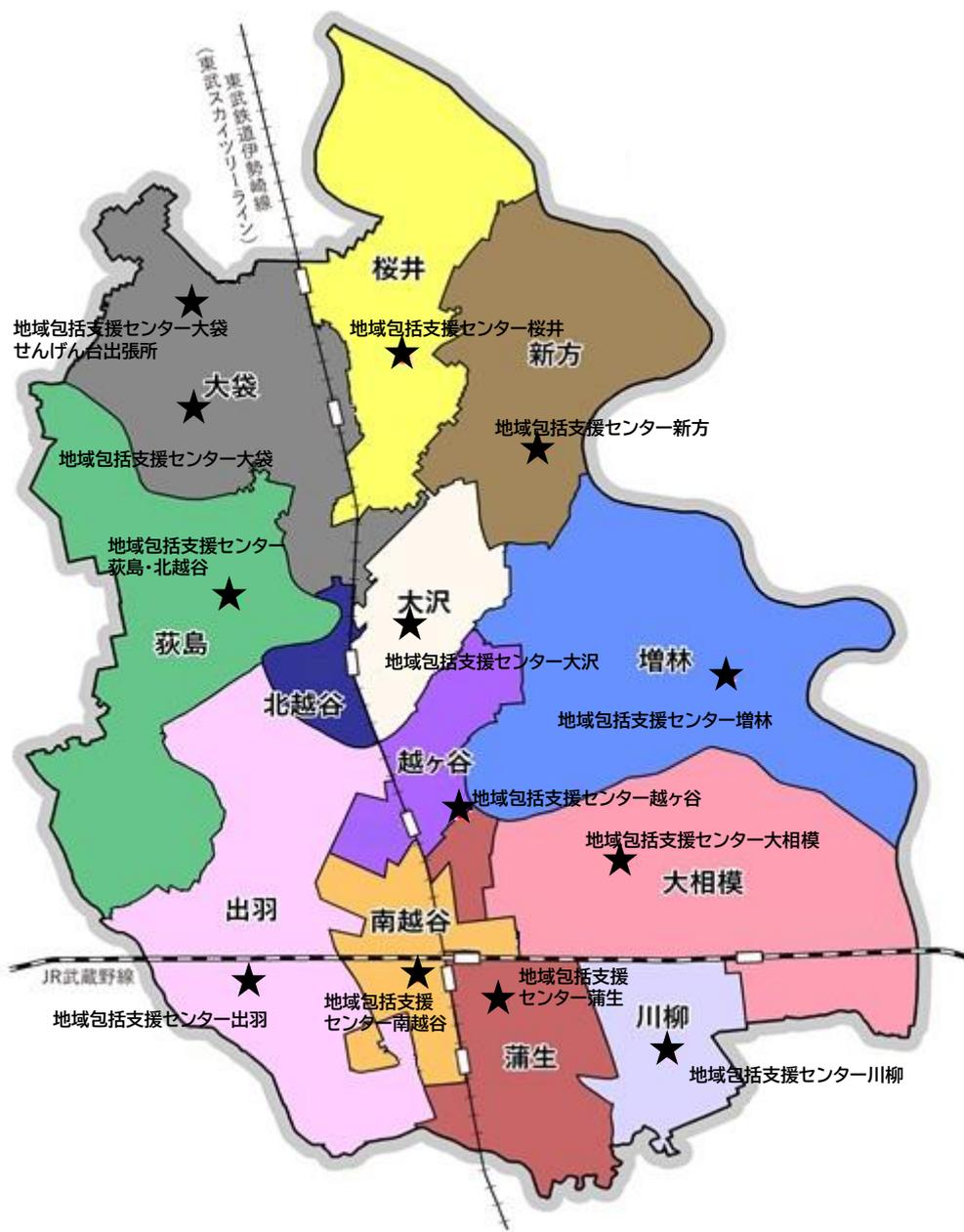
地区区分	該当町丁目
桜井地区	大字大里、大字下間久里、大字上間久里、大字大泊、大字平方、平方南町、千間台東1～4丁目、大字弥十郎、大字船渡
新方地区	大字弥十郎、大字大吉、大字向畑、大字北川崎、大字大杉、大字大松、大字船渡、弥栄町1～4丁目、大字大里、大字下間久里、大字上間久里、大字大泊、大沢、東大沢3丁目
増林地区	大字増林、大字増森、大字中島、東越谷1丁目～4丁目、東越谷6～10丁目、中島1～3丁目、増林1～3丁目、増森1～2丁目、花田1～7丁目、東大沢4丁目
大袋地区	大字恩間、大字大竹、大字大道、大字三野宮、大字恩間新田、大字袋山、大字大林、大字大房、千間台西1～6丁目、大字下間久里、大字上間久里、千間台東4丁目、大字南荻島
荻島地区	大字野島、大字小曾川、大字砂原、大字南荻島、大字西新井、大字北後谷、大字長島
出羽地区	宮本町1～5丁目、神明町1～3丁目、谷中町1～4丁目、七左町1丁目、七左町4～8丁目、大間野町1～5丁目、新川町1～2丁目、新越谷2丁目
蒲生地区	大字蒲生、瓦曽根1～2丁目、南越谷1丁目、登戸町、蒲生東町、蒲生寿町、蒲生旭町、蒲生本町、蒲生西町1～2丁目、蒲生1～4丁目、蒲生愛宕町、蒲生南町、南町1～3丁目
川柳地区	伊原1～2丁目、川柳町1～5丁目、レイクタウン7丁目、蒲生4丁目
大相模地区	大字西方、西方1～2丁目、相模町1～7丁目、大成町1～2丁目、大成町6～8丁目、東町1～3丁目、東町5丁目、流通団地1～4丁目、レイクタウン1～6丁目、レイクタウン8～9丁目
大沢地区	大沢、大沢1～4丁目、東大沢1～5丁目、大字花田、花田1丁目、大字大林、大字大房、越ヶ谷
北越谷地区	北越谷1～5丁目
越ヶ谷地区	越ヶ谷、越ヶ谷1～5丁目、御殿町、柳町、越ヶ谷本町、中町、弥生町、赤山町1～2丁目、宮前1丁目、赤山本町、大字花田、東越谷4～5丁目
南越谷地区	七左町1丁目、新越谷1丁目、瓦曽根3丁目、南越谷2～5丁目、蒲生茜町、東柳田町、元柳田町、赤山町3～5丁目

(令和6年4月予定)

本市では、地域活動の拠点として「地区センター・公民館」を設置し、市民にとって身近なサービスの提供を図っています。また、圏域(コミュニティ区域)ごとに「地域包括支援センター」を設置(一部の圏域については、隣接する圏域に所在する地域包括支援センターが担当)しています。

引き続き、各圏域で「地域密着型サービス」の整備を進めるとともに、地域包括支援センターが自治会等の地区コミュニティ組織や保健・医療・福祉サービス関係機関と連携・協力して、高齢者への支援を強化できるよう推進していきます。

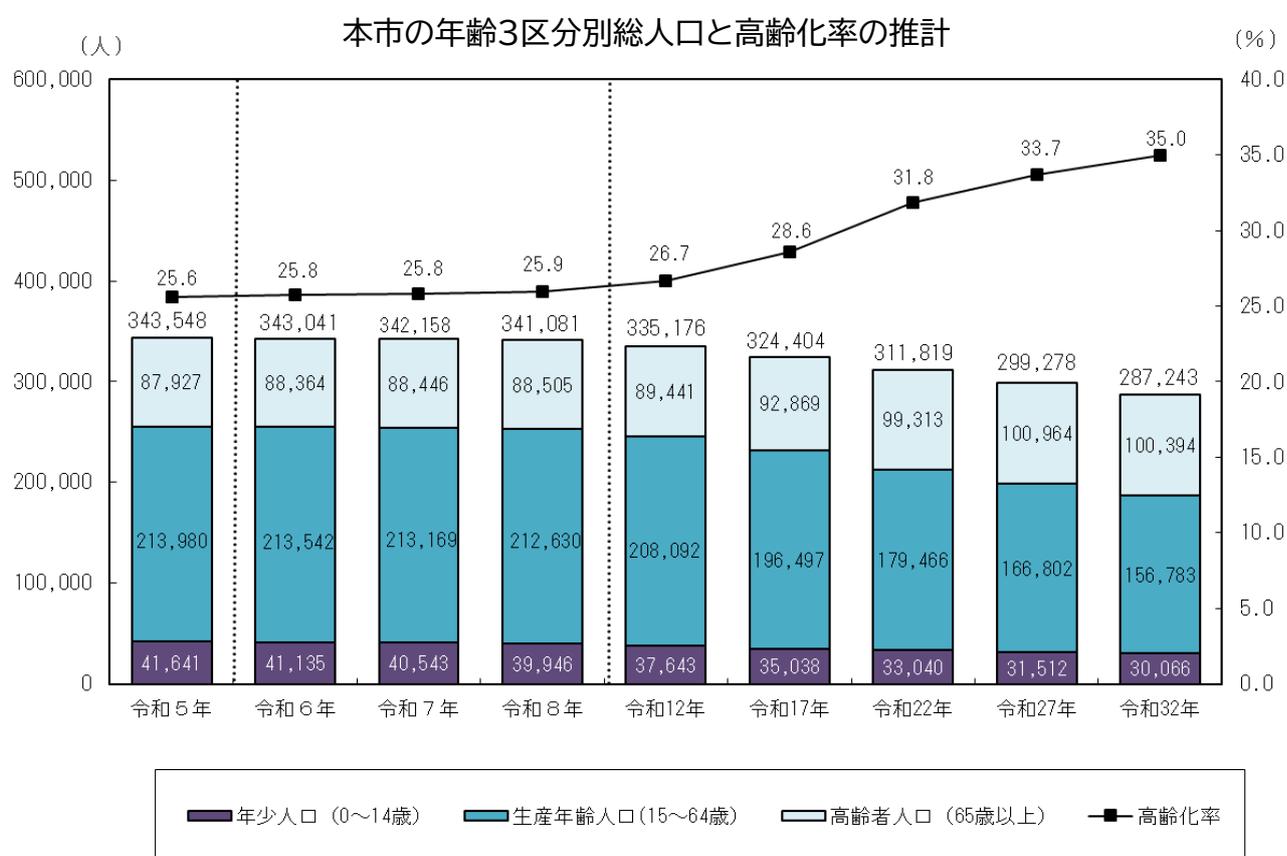
本市の日常生活圏域(コミュニティ区域)



6 将来人口の推計

(1) 人口と高齢者人口の推計

第8期計画の最終年度である令和5年度(2023年度)の10月1日時点での本市の人口は、343,548人であり、そのうち65歳以上の高齢者は、87,927人、高齢化率は25.6%となっています。本市の総人口は令和3年(2021年)を境に緩やかに減少傾向に転じており、今後も減少するものと見込まれますが、高齢者人口については、当面増加傾向が続くものと見込まれます。また、高齢化率についても増加傾向が続き、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)には、31.8%になるものと見込まれます。

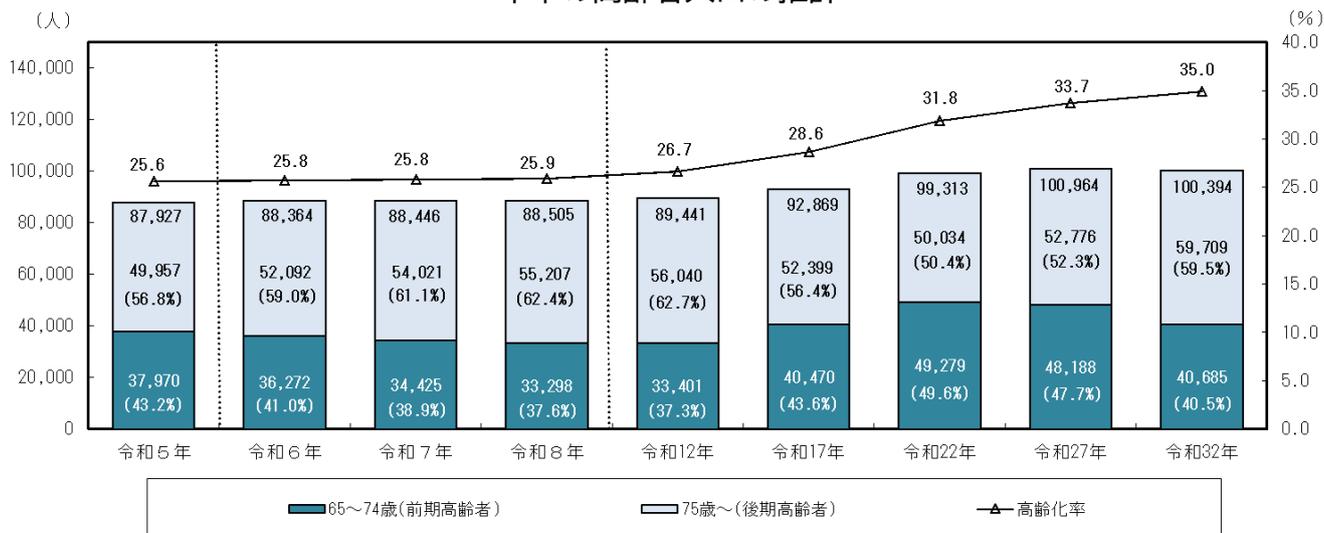


※各年10月1日時点(令和5年は実績値)

年代別にみると、65~74歳の前期高齢者は令和10年(2028年)まで減少を続けるのに対し、75歳以上の後期高齢者は令和12年(2030年)まで増加を続け、令和22年(2040年)には前期高齢者49,279人、後期高齢者50,034人になるものと予測しています。

高齢者全体に占める後期高齢者の比率を見ると、令和5年(2023年)時点で56.8%ですが、今後、さらに前期高齢者の比率が減少し、後期高齢者の比率が増加することが見込まれます。令和12年(2030年)時点では、高齢者に占める後期高齢者の比率が62.7%となり、令和5年(2023年)の比率より5.9ポイント上昇しています。

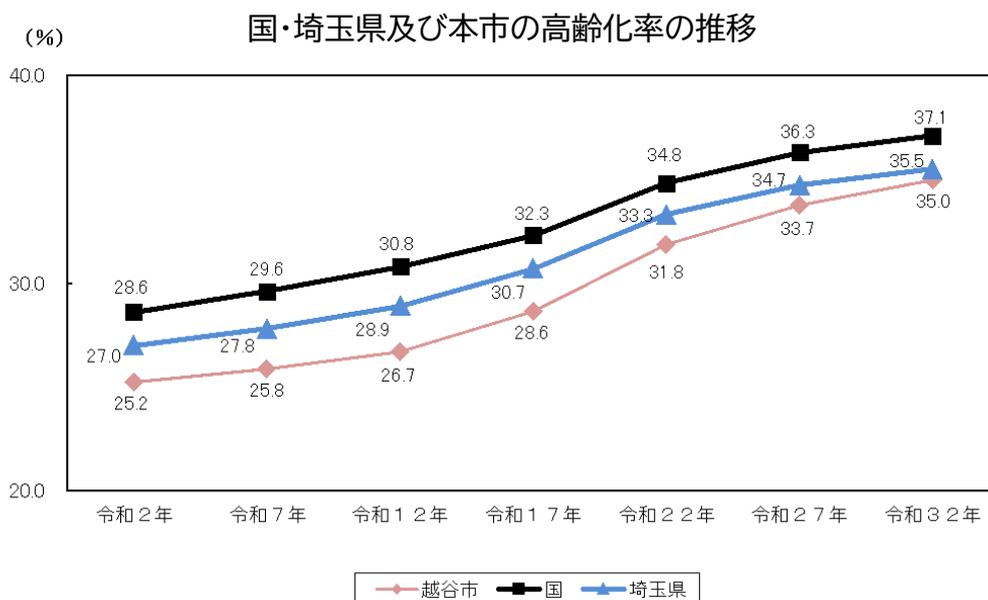
本市の高齢者人口の推計



※各年10月1日時点

高齢化率は、今後全国的に増加することが見込まれますが、本市においても同様に増加することが見込まれます。令和2年(2020年)の本市の高齢化率は25.2%で、全国の高齢化率(28.6%)を3.4ポイント下回っています。令和7年(2025年)には全国の高齢化率が29.6%、本市の高齢化率が25.8%になるものと見込まれます。全国の高齢化率と本市の高齢化率との差は令和17年(2035年)以降、年とともに狭まり、令和22年(2040年)にはその差が3.0ポイントとなります。

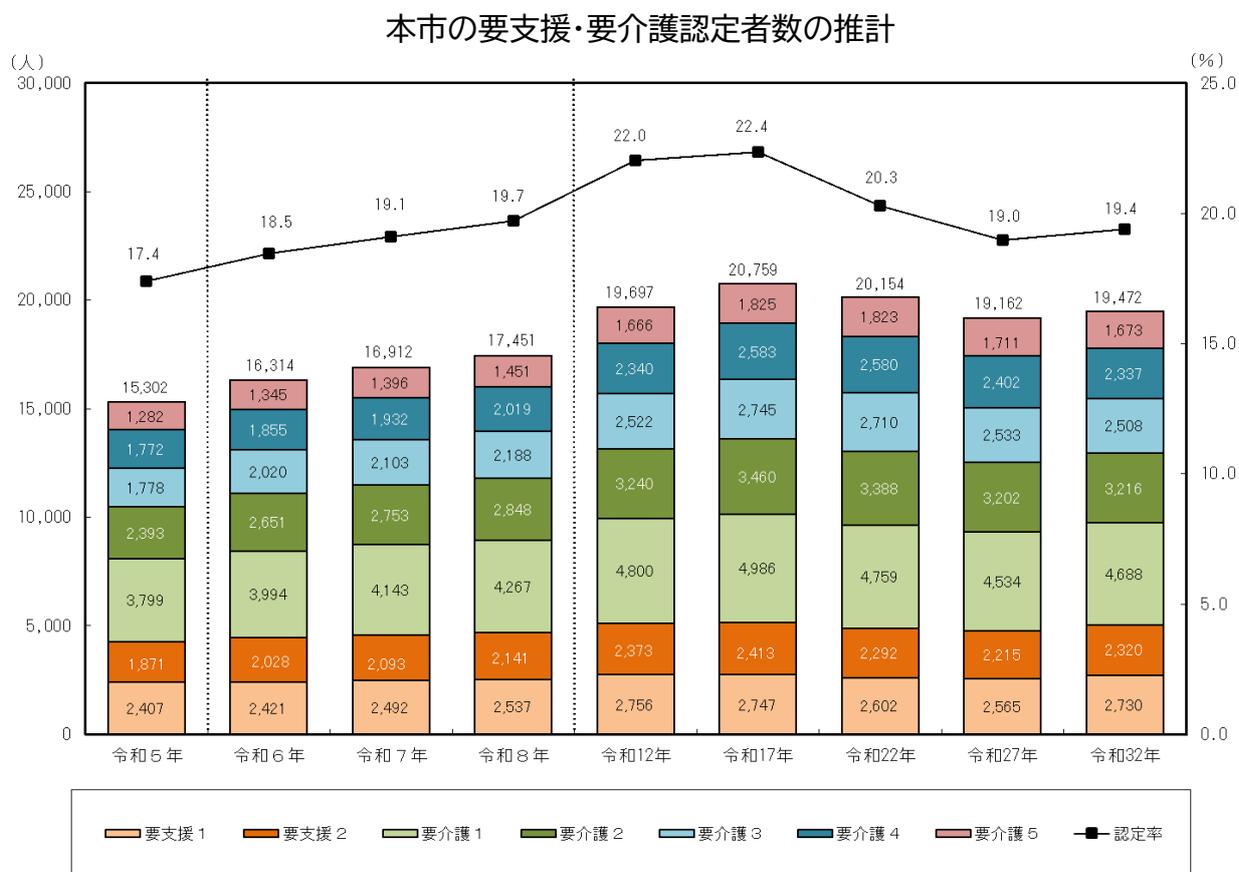
なお、埼玉県の高齢化率は令和7年(2025年)時点で27.8%であり、本市の高齢化率は埼玉県全体の数値よりも低くなっています。



※本市の高齢化率は、10月1日時点のもので、令和2年は実績値、令和7年度以降は推計値
 ※国、埼玉県の高齢化率は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口(令和5年(2023年)推計)」より

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

5歳階級別の認定者の出現率から推計を行ったところ、高齢化の進展とともに要支援・要介護認定者数は、今後も増加していくものと見込まれます。令和5年(2023年)の本市の要支援・要介護認定者数は15,302人でしたが、第9期計画の最終年の令和8年(2026年)には17,451人(令和5年の1.14倍)、令和12年(2030年)には19,697人(令和5年の1.29倍)と、高齢者、高齢化率の増加に比例して増加するものと推計されます。ただし、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)頃は、前期高齢者と後期高齢者の割合が再び同じくらいの割合(前期高齢者の割合が高くなる)となることから、高齢者、高齢化率の増加傾向とは異なり、認定者数は減少傾向になるものと見込んでおります。

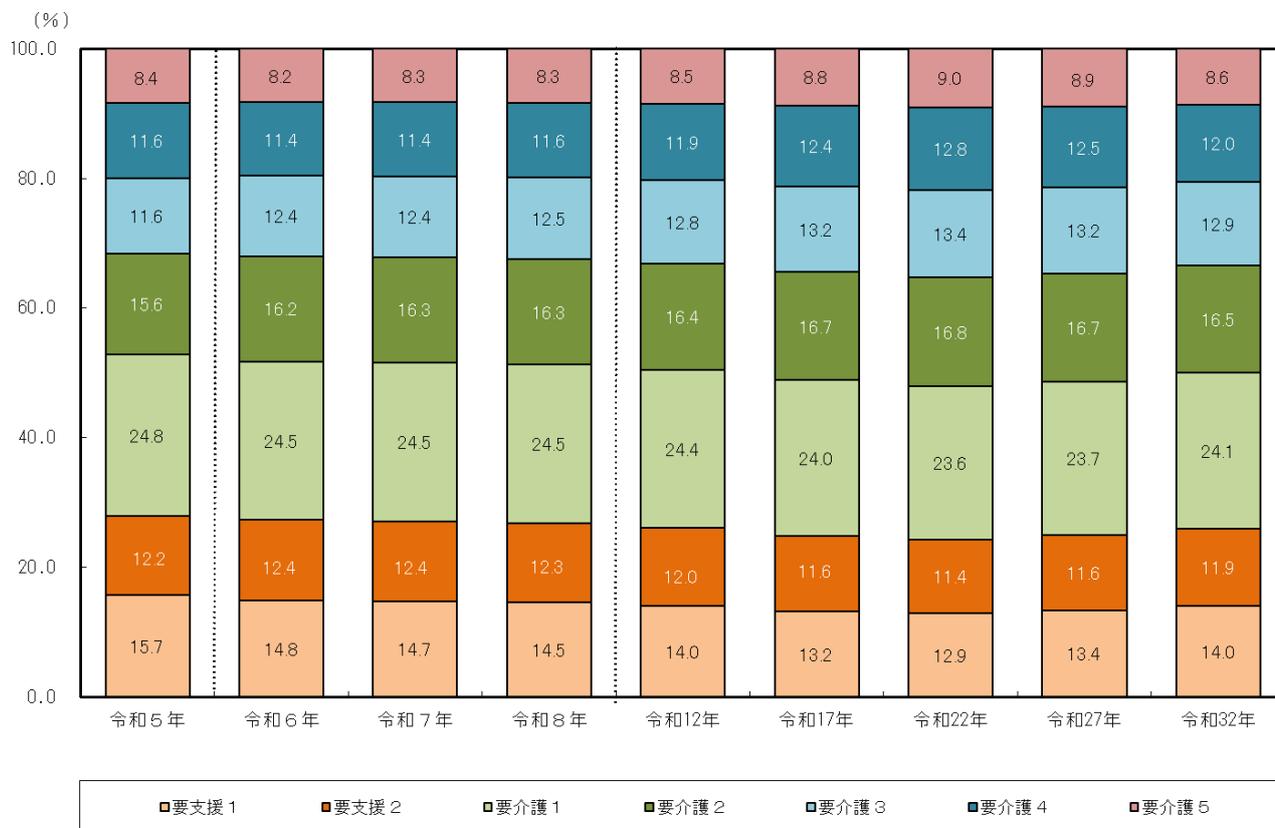


※各年9月30日時点

要介護度別にみると、令和2年(2020年)から令和8年(2026年)にかけて要支援1認定者1.27倍、要支援2認定者1.25倍、要介護1認定者1.29倍、要介護2認定者1.29倍、要介護3認定者1.33倍、要介護4認定者1.39倍、要介護5認定者1.32倍に増加するものと見込まれます。また、要支援・要介護認定者全体に占める要支援1から要介護2認定者の割合は、令和2年(2020年)の68.6%が、令和5年(2023年)には68.3%、令和8年(2026年)には67.6%となる見込みです。

こうしたことから、要介護3認定者以上の割合が増加するものと見込まれます。

本市の要支援・要介護認定者数の推計(要介護度別構成比)



※各年9月30日時点

7 計画の主要施策

主要施策1 高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸

高齢者が健康で生きがいのある充実した生活を送るためには、地域や社会とのつながりを持つことが重要です。高齢者が生涯にわたり生きがいをもって活躍できるよう、気軽に社会参加できる環境の充実を図るとともに、疾病予防や健康づくりの推進を通じて、「健康寿命」を伸ばします。

主要施策2 地域で安心して暮らせる支援体制の充実

人口減少、少子高齢化などを背景に地域のつながりが希薄化する中、高齢者をはじめとするすべての市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けるためには、地域の支え合いを基盤とする「地域共生社会の実現」が必要です。高齢者が抱える課題が複雑・複合化する中、多様なニーズに的確に対応できるよう、様々な主体が連携したサービスを推進します。

主要施策3 介護サービスや住まいなどの基盤整備

介護保険制度の創設以来、要支援・要介護認定者数は年々増加しており、高齢者のニーズも多様化・複雑化しています。高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすためには、適切な支援を提供する必要があり、介護サービスや住まいの量的な確保だけでなく、質的な向上に努めます。

主要施策4 介護人材の確保と介護現場の生産性向上

高齢者人口が増えることに伴い、今後、介護需要はますます増加していきます。一方、生産年齢人口の減少に伴い、全ての分野における労働力の確保が課題となっておりますが、とりわけ介護分野における労働力の確保は、喫緊の課題です。ただし、多様化、複雑化する高齢者を取り巻く環境に対し、単に人材の量的な確保だけでなく、育成支援や研修等による資質の向上にも努めます。

主要施策5 医療と介護の連携

令和22年(2040年)にかけて人口・世帯構成が変化することに伴い、医療と介護双方のニーズを有する高齢者が大幅に増加することが見込まれます。そのため、医療と介護の関係者、関係機関間で情報共有や関係構築等を行うことがますます重要となります。引き続き、高齢者の尊厳を保ちながら、地域の医療・介護機関が連携し、より適切かつ効率的な在宅医療・介護の提供を推進します。

主要施策6 認知症と共に生きる施策の推進

令和7年(2025年)には、全国で65歳以上の人の5人に1人は認知症になると見込まれています。本市も同様に、高齢化率の急激な上昇に伴い、認知症は多くの人にとって身近なものになっています。認知症を我が事として捉え、認知症があってもなくても、希望をもって共に生きていくことができる社会を目指します。

8 施策の体系

主要施策1 高齢者の 社会参加の 促進と 健康寿命の 延伸

施策の柱(1) 生きがいづくりや社会参加の促進

各種事業

- ① 老人福祉センター事業の実施
- ② 老人クラブへの活動支援
- ③ シルバーカレッジの開催
- ④ ライフステージ・ライフスタイルに対応した学習機会の充実
- ⑤ いきいき農園
- ⑥ 就労支援講座等の開催
- ⑦ ボランティアの社会的役割や重要性等の啓発
- ⑧ シルバー人材センター
- ⑨ 敬老会・敬老祝金
- ⑩ きらポ(越谷きらきらポイント)の推進

施策の柱(2) 疾病の予防と早期発見

各種事業

- ① 各種検診の実施と受診勧奨
- ② 高齢者の予防接種
- ③ 特定健康診査等(被保護者健康管理支援事業含む)

施策の柱(3) 健康づくりの推進

各種事業

- ① 健康相談
- ② 健康教育
- ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ④ 高齢者の健康づくりの支援(健康教室)

施策の柱(4) 介護予防の推進

各種事業

- ① 地域住民が主体的に取り組む介護予防活動の推進
- ② 介護予防・生活支援サービス事業
(多様な担い手による日常生活支援の充実)

主要施策2 地域で 安心して 暮らせる 支援体制 の充実

施策の柱(1) 地域で支え合う体制の充実

各種事業

- ① 重層的支援体制整備事業
- ② 民生委員・児童委員の活動支援
- ③ ボランティア活動の支援
- ④ 福祉推進員の育成・活動支援
- ⑤ 介護支援ボランティア制度
- ⑥ 高齢者の居場所づくり事業
- ⑦ ふれあいサロン事業
- ⑧ 地域包括支援ネットワークの推進
- ⑨ 生活支援体制の整備
- ⑩ 介護予防・生活支援サービス事業
(多様な担い手による日常生活支援の充実)
- ⑪ 福祉教育・福祉体験活動
- ⑫ 消費生活講座の開催

再掲

主要施策2
地域で
安心して
暮らせる
支援体制
の充実

施策の柱(2) 地域包括支援センターの体制強化と家族介護者
に対する支援の充実

各種事業

- ① 地域包括支援センターの相談支援体制の充実
- ② 地域包括支援センターの周知
- ③ 家族介護支援事業
- ④ 生活支援短期宿泊事業
- ⑤ 在宅介護者福祉手当

施策の柱(3) 高齢者虐待防止対策の推進と権利擁護の充実

各種事業

- ① 高齢者虐待の防止
- ② 成年後見事業の充実
- ③ 成年後見制度の利用支援の推進
- ④ みまもり・あんしん事業

施策の柱(4) 地域ケア会議の推進

各種事業

- ① 市レベルの地域ケア会議
- ② 地区レベルの地域ケア会議
- ③ 個別レベルの地域ケア会議

施策の柱(5) 生活支援の推進

各種事業

- ① 訪問理美容サービス事業
- ② ふれあい収集
- ③ 緊急通報システム事業
- ④ 救急医療情報キットの配布
(一人暮らしの高齢者等の安心生活支援事業)
- ⑤ 紙おむつ等配付事業(その他在宅サービス)
- ⑥ セーフティネット住宅制度の推進

施策の柱(6) 災害・感染症等対策の充実

各種事業

- ① 災害時要援護者避難制度の実施
- ② 福祉避難所となる施設との連携強化
- ③ 高齢者施設における災害・感染症対策等の推進

主要施策3
介護サービス
や住まいなど
の基盤整備

施策の柱(1) 介護保険制度に関する周知啓発

各種事業

- ① 広報媒体等を活用した積極的なPR
- ② 出張講座等による介護保険制度の積極的な周知
- ③ 越谷市まちかど介護相談薬局の指定推進

施策の柱(2) 介護認定の適正化と円滑化

各種事業

- ① 認定調査員研修の充実
- ② 認定審査会委員研修の充実
- ③ 認定審査体制の充実

主要施策3
介護サービス
や住まいなど
の基盤整備

施策の柱(3) 中長期的な視点での介護サービスの基盤整備

各種事業

- ① 居宅サービス・居宅介護予防サービスの充実
- ② 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービスの充実
- ③ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の充実
- ④ 介護老人保健施設の周知
- ⑤ 軽費老人ホーム(ケアハウス)の運営支援
- ⑥ 養護老人ホームとの連携
- ⑦ 特定施設入居者生活介護の充実
- ⑧ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の長寿命化(修繕)支援

施策の柱(4) 居住環境の整備

各種事業

- ① 住宅改修の推進
- ② 住宅型有料老人ホームの充実
- ③ サービス付き高齢者向け住宅の充実

施策の柱(5) 保険料・利用料の軽減

各種事業

- ① 保険料の負担軽減
- ② 居宅サービス利用者の負担軽減
- ③ 施設利用者の食費・居住費の軽減(特定入所者介護サービス費)
- ④ 高額介護サービス費の支給
- ⑤ 高額医療合算介護サービス費の支給
- ⑥ グループホーム家賃等助成

施策の柱(6) サービスの質的向上

各種事業

- ① 保険者及び事業者等の情報交換の充実
- ② 福祉保健オンブズパーソン制度の周知
- ③ 介護サービス相談員派遣事業の充実
- ④ 介護給付費適正化の推進
- ⑤ 介護保険施設・サービス事業所への指導監査の充実
- ⑥ 介護保険サービス外の施設等への立入検査等
- ⑦ 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- ⑧ 第三者評価の受審促進

主要施策4
介護人材の
確保と
介護現場の
生産性向上

施策の柱(1) 介護従事者等の確保・質の向上

各種事業

- ① 介護職の魅力啓発
- ② 主任介護支援専門員への支援
- ③ 外国人介護人材の養成・育成支援事業

施策の柱(2) 働きやすい職場づくり・介護現場の生産性向上

各種事業

- ① 介護現場の生産性向上の推進
- ② 介護従事者などに対するケアシステムの推進

主要施策5
医療と介護
の連携

施策の柱(1) 在宅医療の推進

各種事業

- ① 在宅医療・かかりつけ医等の普及啓発
- ② 訪問看護系サービスの充実
- ③ 人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)の普及

施策の柱(2) 多職種による連携の強化

各種事業

- ① 医療と介護の連携拠点の機能充実
- ② 専門職の資質の向上と多職種の関係強化
- ③ 情報共有・提供体制の整備
- ④ 救急情報提供書の周知

施策の柱(3) 地域医療構想を踏まえたサービス提供体制の充実

各種事業

- ① 在宅療養等の提供体制の充実
- ② 在宅支援のためのリハビリ提供体制の充実

主要施策6
認知症と
共に生きる
施策の推進

施策の柱(1) 認知症の人に対する正しい理解の促進

各種事業

- ① 市民にわかりやすい情報の発信
- ② 認知症サポーター養成の推進

施策の柱(2) 認知症の人にやさしい地域づくりの推進

各種事業

- ① オレンジカフェの設置
- ② 認知症サポーター活動(チームオレンジ)の促進

施策の柱(3) 認知症の人の意思を尊重した社会参加支援

各種事業

- ① 若年性認知症の人への支援
- ② 本人ミーティングの開催

施策の柱(4) 認知症の早期診断と早期対応の促進

各種事業

- ① 認知症に対する支援体制の推進

9 介護保険サービスの推計

(1) 被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計

第9期計画期間及び令和12年度(2030年度)・令和22年度(2040年度)における本市の総人口、被保険者数の推計は次のとおりです。

総人口は減少していく見込みであるのに対し、第1号被保険者数については、令和22年度に向けて増加していく見込みです。

第2号被保険者については、当面増加傾向が続くものの、長期的には減少していく見込みです。

総人口と被保険者数の推計

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(参考)	令和22年度(参考)
総人口	343,041	342,158	341,081	335,176	311,819
第1号被保険者	88,364	88,446	88,505	89,441	99,313
65歳から74歳	36,272	34,425	33,298	33,401	49,279
75歳以上	52,092	54,021	55,207	56,040	50,034
第2号被保険者	123,343	123,925	124,107	122,618	101,738

※各年度とも10月1日時点

第9期計画期間及び令和12年度(2030年度)・令和22年度(2040年度)における本市の要支援・要介護認定者数の推計は次のとおりです。

要支援・要介護認定者数の推計

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度(参考)	令和22年度(参考)
要支援1	2,421	2,492	2,537	2,756	2,602
要支援2	2,028	2,093	2,141	2,373	2,292
要介護1	3,994	4,143	4,267	4,800	4,759
要介護2	2,651	2,753	2,848	3,240	3,388
要介護3	2,020	2,103	2,188	2,522	2,710
要介護4	1,855	1,932	2,019	2,340	2,580
要介護5	1,345	1,396	1,451	1,666	1,823
合計	16,314	16,912	17,451	19,697	20,154
認定率	18.5%	19.1%	19.7%	22.0%	20.3%

※各年度とも9月30日時点(要支援・要介護認定者には第2号被保険者を含む)

※認定率は、要支援・要介護認定者の第1号被保険者に占める割合

10 介護保険事業費の推計と介護保険料の設定

第1号被保険者の保険料(以下「保険料」という。)の推計は、本市の介護保険サービス水準とそれに伴うサービス利用量見込みに基づき、各サービスの給付費を計算し、さらに地域支援事業にかかる費用を加えて介護保険料でまかなうべき費用を算出し、「介護給付準備基金」の取崩し額等を加味した上で、「保険料必要額」を算出します。

この「保険料必要額」から、保険料の収納率を踏まえた「保険料収納必要額」を算出し、その額を計画期間中の収納者数で割り、1人当たりの保険料を求めます。

(1) 給付費の推計

「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額」等を加えた「標準給付費」を算出します。

また、地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業にかかる給付費を積み上げて推計します。

これらを合計し、3年間に必要な給付費等の事業費を求めます。

標準給付費見込額

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	23,598,765	25,265,598	26,807,543	75,671,906
特定入所者介護サービス費等給付額	541,589	553,625	565,238	1,660,451
高額介護サービス費等給付額	599,120	637,768	676,651	1,913,539
高額医療合算介護サービス費等給付額	87,849	92,066	96,301	276,217
算定対象審査支払手数料 (審査支払手数料支払い件数)	16,557 (413,918件)	17,186 (429,647件)	17,805 (445,115件)	51,547 (1,288,680件)

標準給付費見込額	24,843,880	26,566,243	28,163,537	79,573,660
----------	------------	------------	------------	------------

地域支援事業費見込額

(単位:千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
地域支援事業費	1,196,003	1,257,674	1,306,246	3,759,923

第9期計画期間における給付費等事業費の合計

(単位:千円)

標準給付見込額+地域支援事業費	26,039,882	27,823,918	29,469,784	83,333,583
-----------------	------------	------------	------------	------------

(2) 第1号被保険者の保険料の設定

第1号被保険者の1人あたりの保険料(年額)は、所得状況により15段階の区分を設け、基準額を中心に0.285倍から2.8倍の金額で設定します。

このたびの保険料の設定にあたっては、国の保険料見直しの考え方(介護保険制度内での所得再分配機能の強化など)を踏まえ、以下のとおりとしています。

所得段階別保険料の設定

所得段階	対象者	保険料率の設定
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.285
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.485
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.685
第4段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9
第5段階	同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える(基準額)	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上920万円未満	基準額×2.4
第14段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が920万円以上1120万円未満	基準額×2.6
第15段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が1120万円以上	基準額×2.8

保険料基準額(1人あたり年額)は、保険料収納必要額(約194億円)を収納者数(補正後被保険者数に収納率98%を乗じて算出した人数)の令和6年度から令和8年度の合計(268,975人)で除して算出します。

第9期計画期間の本市における保険料基準額は、72,000円となります。この保険料基準額72,000円を、所得段階ごとの保険料率設定にあてはめると、各所得段階の保険料は次のようになります。

所得段階別保険料

所得段階	保険料率の設定	1人あたりの保険料年額	(参考)保険料月額
第1段階	保険料基準額×0.285	20,520円	1,710円
第2段階	保険料基準額×0.485	34,920円	2,910円
第3段階	保険料基準額×0.685	49,320円	4,110円
第4段階	保険料基準額×0.9	64,800円	5,400円
第5段階	保険料基準額×1.0	72,000円	6,000円
第6段階	保険料基準額×1.2	86,400円	7,200円
第7段階	保険料基準額×1.3	93,600円	7,800円
第8段階	保険料基準額×1.5	108,000円	9,000円
第9段階	保険料基準額×1.7	122,400円	10,200円
第10段階	保険料基準額×1.9	136,800円	11,400円
第11段階	保険料基準額×2.1	151,200円	12,600円
第12段階	保険料基準額×2.3	165,600円	13,800円
第13段階	保険料基準額×2.4	172,800円	14,400円
第14段階	保険料基準額×2.6	187,200円	15,600円
第15段階	保険料基準額×2.8	201,600円	16,800円

全国的に介護保険の保険料基準額(1人あたり月額)は、高齢者の増加とともに、介護保険サービスを利用する人が増加するため、期を重ねるごとに上昇しています。

本市においても、平成12年度の介護保険制度開始時には2,708円でしたが、第9期計画では、6,000円となっています。団塊の世代が75歳を迎える令和7年(2025年)が計画期間に入る第9期計画では、後期高齢者の増加率が、高い水準になると予測され、今後も増加する見込みであることから、介護保険サービスに対する需要は増し、保険料も上昇することが想定されます。

11 本計画における数値目標一覧

主要施策1 高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸

指 標	現状(令和4年度)	令和8年度目標
老人福祉センター利用者数	209,391人(年間)	300,000人(年間)
ボランティア活動新規登録者数(年間)	29人	30人
シルバー人材センター会員登録者数	1,289人	1,400人
きらぽ継続利用率	—	50%以上
がん検診受診率	9.0%(年間)	14.0%(年間)
高齢者インフルエンザ予防接種の接種率	52.9%(年間)	60.0%(年間)
特定健康診査受診率	41.5%(年間)	60.0%(年間)
後期高齢者医療健康診査受診率	39.5%(年間)	43.0%(年間)
被保護者健康診査受診率	11.2%(年間)	20.0%(年間)
健康づくり事業参加者数(65歳以上)	1,229人(年間)	5,500人(年間)
高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の 取組事業数	—	4事業(年間)
高齢者向け教室参加者数	72人(年間)	180人(年間)
介護予防に取り組む自主活動団体数	46団体	65団体
住民主体サービス実施団体数	16団体	30団体

主要施策2 地域で安心して暮らせる支援体制の充実

指 標	現状(令和4年度)	令和8年度目標
民生委員・児童委員1人当たりの年間活動日数	103.2日	125日
ボランティア活動支援依頼対応数	40件	80件
福祉推進員登録者数	546人	656人
介護支援ボランティア登録者数	104人(年間)	300人(年間)
「ふらっと」来場者数(延べ人数)	18,065人(年間)	30,000人(年間)
ふれあいサロン設置数	110カ所(累計)	131カ所(累計)
地域包括支援ネットワーク協力事業所数	517カ所(累計)	550カ所(累計)
協議体主体による生活支援サービス実施地区数	10地区	13地区

住民主体サービス実施団体数	16 団体	30 団体
消費生活講演会・講座・出張講座参加者数	811 人(累計)	3,200 人(累計)
地域包括支援センター設置数	12 力所	13 力所
地域包括支援センターを知っている人の割合	61.1%	80.0%
関係機関等への高齢者虐待防止研修の実施回数	2 回	4 回
市民後見人の新規受任件数	0 件(年間)	5 件(年間)
成年後見制度市長申立件数(高齢者)	18 件(年間)	25 件(年間)
成年後見制度市長申立件数(障がい者)	5 件(年間)	5 件(年間)
みまもり・あんしん事業の契約者数	12 人	20 人
ふれあい収集 実施世帯数	558 世帯	650 世帯
救急医療情報キット配布世帯数	16,617 世帯	17,500 世帯
紙おむつ等配付人数	2,002 人	2,800 人
災害時要援護者避難制度の自治会賛同率	50.92%	53.5%
福祉避難所開設訓練回数	1 回(年)	1 回(年)

主要施策3 介護サービスや住まいなどの基盤整備

指 標	現状(令和4年度)	令和8年度目標
認定調査員研修会開催数	0 回(年間)	1 回(年間)
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	23 施設(393 床)	26 施設(447 床)
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	9 施設	11 施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3 施設	5 施設
看護小規模多機能型居宅介護	2 施設	3 施設
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5 施設(118 床)	5 施設(118 床)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)新設	14 施設(1,287 床)	16 施設(1,487 床)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)改修増床	—	2 施設
介護老人保健施設	7 施設(799 床)	7 施設(799 床)
軽費老人ホーム	2 施設(105 床)	2 施設(105 床)
養護老人ホーム	1 施設(49 床)	1 施設(49 床)
(介護予防)特定施設入居者生活介護	1,658 床	1,824 床

補助金交付施設数(修繕実施数)	0 施設	3 施設以内
介護サービス相談員受け入れ施設	8 施設	12 施設
介護サービス相談員	8 人	12 人
認定調査内容の確認	全件	全件
ケアプランの点検	9 事業所	12 事業所
医療情報との突合・縦覧点検	毎月確認	毎月確認
住宅型有料老人ホーム等への立入検査実施数	6 回(年間)	2 回(年間)

主要施策4 介護人材の確保と介護現場の生産性向上

指 標	現状(令和4年度)	令和8年度目標
主任介護支援専門員法定外研修受講者数	10 人(年間)	20 人(年間)

主要施策5 医療と介護の連携

指 標	現状(令和4年度)	令和8年度目標
人生会議普及のための講演会及び研修会の開催数	31 回(年間)	20 回(年間)
医療と介護の連携窓口の相談件数	275 件(年間)	380 件(年間)
多職種協働研修会の開催数	15 回(年間)	18 回(年間)
救急情報提供書の利用率	3.8%	50.0%

主要施策6 認知症と共に生きる施策の推進

指 標	現状(令和4年度)	令和8年度目標
認知症に関心がある人の割合	86.7%	90.0%
認知症サポーター養成数	3,330 人(年間)	5,000 人(年間)
オレンジカフェ設置数	16 カ所	20 カ所
チームオレンジ団体数	3 団体	4 団体

第9期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版

令和6年3月

発行
編集

越谷市

越谷市地域共生部介護保険課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

TEL 048-964-2111 (代表) FAX 048-965-3289
